



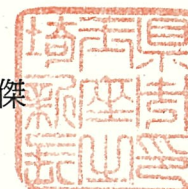
新座市告示第 299 号

新座市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 19 年新座市告示第 202 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 27 日

新座市長 並 木

傑



次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第 2 条 [略] <u>2 前項の場合において、指定を受けた教育訓練受講中に児童が 20 歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。</u> （支給額） 第 4 条 給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に 100 分の 60 を乗じて得た額。ただし、その額が、修学年数に 20 万円を乗じて得た額を超える場合は修学年数に 20 万円を乗じて得た額又は 80 万円 <u>（ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、100 万円）</u> のうちいずれか低い額とし、12,000 円を超えない場合は支給しない。 (3) [略]	（対象者） 第 2 条 [略] （支給額） 第 4 条 給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に 100 分の 60 を乗じて得た額。ただし、その額が、修学年数に 20 万円を乗じて得た額を超える場合は修学年数に 20 万円を乗じて得た額又は 80 万円のうちいずれか低い額とし、12,000 円を超えない場合は支給しない。 (3) [略]

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。